

委託を受けて確認事務を行おうとする法人の登録等の手続に関する規則をここに公布します。

平成十七年六月三日

三重県公安委員会委員長 竹 林 武 一

三重県公安委員会規則第七号

委託を受けて確認事務を行おうとする法人の登録等の手続に関する規則

改正 平成十八年六月一日三重県公安委員会規則第十号

平成二十年十一月二十八日三重県公安委員会規則第七号

平成二十八年三月二十九日三重県公安委員会規則第三号

令和元年十二月十日三重県公安委員会規則第七号

令和三年二月十六日三重県公安委員会規則第三号

令和四年十一月一日三重県公安委員会規則第四号

令和五年三月三十一日三重県公安委員会規則第四号

令和七年五月二十七日三重県公安委員会規則第四号

(趣旨)

第一条 この規則は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）及び確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、委託を受けて確認事務を行おうとする法人の登録、駐車監視員資格者証の交付等の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録及び登録の更新の申請)

第二条 規則第二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する登録申請書は、登録・登録更新申請書（様式第一号）とする。

2 規則第二条第二項第二号に規定する名簿は、役員名簿（様式第二号）とする。

3 規則第二条第二項第四号に規定する書面は、誓約書（様式第三号）とする。

4 規則第二条第二項第五号に規定する書類は、誓約書（様式第四号）、二名以上の者の駐車監視員資格者証の写し及び事務所の所在地を証する書類とする。

(登録又は登録の更新)

第三条 法第五十一条の八第五項に規定する登録簿は、登録簿（様式第五号）とする。

2 公安委員会は、法第五十一条の八に規定する登録又は登録の更新をしたときは登録（更新）通知書（様式第六号）を、登録又は登録の更新をしなかったときは登録（更新）申請に関する通知書（様式第七号）をそれぞれ交付するものとする。

(登録の取消し)

第四条 公安委員会は、法第五十一条の十に規定する登録の取消しをしたときは、登録取消処分通知書（様式第八号）を交付するものとする。

(駐車監視員資格者講習の受講の申込み)

第五条 規則第七条第一項に規定する受講申込書は、駐車監視員資格者講習受講申込書（様式第九号）とする。

2 公安委員会は、前項の駐車監視員資格者講習受講申込書を提出した者に対し、駐車監視員資格者講習受講票（様式第十号）を交付し、講習を行う日時及び場所を指定するものとする。

(駐車監視員資格者講習を修了した者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定)

第六条 規則第十条第二項に規定する認定申請書は、認定申請書（様式第十一号）とする。

2 公安委員会は、前項の認定申請書を提出した者に対し、駐車監視員資格者認定検査受検票（様式第十二号）を交付し、認定検査を行う日時及び場所を指定するものとする。

(駐車監視員資格者証の交付の申請)

第七条 規則第十一条第一項に規定する交付申請書は、駐車監視員資格者証交付申請書（様式第十三号）とする。

2 規則第十一条第二項第三号に規定する書面は、誓約書（様式第十四号）とする。

3 公安委員会は、駐車監視員資格者証を交付したときは、駐車監視員資格者証交付者名簿（様式第十五号）に記載するものとする。

(駐車監視員資格者講習修了証明書等の再交付の申請)

第八条 規則第九条第二項（規則第十条第五項において準用する場合を含む。）に規定する再交付申請書は、駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書（様式第十六号）とする。

(駐車監視員資格者証の書換え交付及び再交付の申請)

第九条 規則第十三条第一項に規定する書換え交付申請書は、駐車監視員資格者証書換え交付申請書（様式第十号）とする。

2 規則第十三条第二項に規定する再交付申請書は、駐車監視員資格者証再交付申請書（様式第十八号）とする。
（駐車監視員資格者証の返納命令）

第十条 規則第十四条第一項に規定する返納命令書は、駐車監視員資格者証返納命令書（様式第十九号）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成十八年六月一日三重県公安委員会規則第十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二十年十一月二十八日三重県公安委員会規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第一号の改正規定は平成二十年十二月一日から施行する。

附 則 （平成二十八年三月二十九日三重県公安委員会規則第三号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （令和元年十二月十日三重県公安委員会規則第七号）

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する

附 則 （令和三年二月十六日三重県公安委員会規則第三号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の規則に基づいて提出された申請書とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 （令和四年十一月一日三重県公安委員会規則四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （令和五年三月三十一日三重県公安委員会規則第四号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 （令和七年五月二十七日三重県公安委員会規則第四号）

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

※受理年月日	年 月 日
※受 理 番 号	
※登録年月日	年 月 日
※登 録 番 号	

登 録 申請書
登録更新

第 2 項 の 規 定 に よ り 登 録 の
道路交通法第 5 1 条の 8 第 7 項において準用する同条第 2 項の規定により登録更新
申請をします。

年 月 日

三重県公安委員会 様

(主たる事務所の所在地)
(名 称)
(代表者の氏名)

(ふりがな) 法 人 の 名 称	
主たる事務所 の 所 在 地	電話 () -
法 人 の 種 類	1 株式会社 2 有限会社 3 財団法人 4 その他 ()
(ふりがな) 代 表 者 氏 名	

(登録更新申請の場合のみ記載)

登録通知書に記載されている登録年月日	年 月 日 登録
登録通知書に記載されている登録番号	第 号

※ 添 付 書 類	[法人関係]	[各役員関係]
	☐ 定款等	☐ 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）
	☐ 登記事項証明書	☐ 診断書
	☐ 役員の氏名及び住所を記載した名簿	
	☐ 欠格事由に該当しない旨の誓約書	
	☐ 資機材を保有する旨の誓約書	
	☐ 駐車監視員資格者証の写し(2名以上)	
	☐ 事務所に係る資料	

備考 ※印欄には記載しないこと。

様式第 2 号（第 2 条関係）

役 員 名 簿					
(ふりがな) 法人名称					
		所在地			
役 員	番号	役 職 名	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				

備考 1 番号 1 の欄には代表者について記載すること。
1 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載のうえ、これを添付すること。

誓 約 書

当法人は、道路交通法第51条の8第3項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人
- 2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (3) 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - (6) 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

三重県公安委員会 様

年 月 日

（主たる事業所の所在地）

（名 称）

（代表者の氏名）

誓 約 書

当法人は、車両、携帯電話用装置その他の無線通話装置、地図、写真機及び電子計算機を用いて確認事務を行うものであることを誓約します。

三重県公安委員会 様

年 月 日

（主たる事業所の所在地）

（名 称）

（代 表 者 の 氏 名 ）

様式第5号（第3条関係）

登 録 簿					
登録番号	法 人 名 称	代表者氏名	主 た る 事 務 所 の 所 在 地	登録（更新）年月日	備 考
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	

備考　備考欄には、登録の取消し、登録変更等の内容を記載すること。

(規格 A 4)

第 号

登録（更新）通知書

（主たる事業所の所在地）

（名 称）

（代 表 者 の 氏 名 ） 殿

第 1 項 に 規 定 す る 登 録
道 路 交 通 法 第 5 1 条 の 8 を 行 い 、 下 記 の と お り 登 録
第 6 項 に 規 定 す る 登 録 の 更 新
簿 に 記 載 し た の で 通 知 し ま す 。

登録（更新）年月日	年 月 日（有効期限 年 月 日）
登 録 番 号	第 号

（注： 登録の更新は、有効期限の 月前から 月前までの間に申請してください。）

年 月 日

三 重 県 公 安 委 員 会 印

第 号

登録（更新）申請に関する通知書

（主たる事業所の所在地）

（名 称）

（代 表 者 の 氏 名 ） 様

第 1 項 に 規 定 す る 登 録
年 月 日 付 け の 道 路 交 通 法 第 5 1 条 の 8
第 6 項 に 規 定 す る 登 録 の 更 新
の 申 請 に つ い て は 、 下 記 の 理 由 に よ り 登 録 （ 更 新 ） し な い こ と と し た の で 通 知 し ま す 。

理 由

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

年 月 日

三重県公安委員会 印

照 会 先

備考 「照会先」欄に事務主管課の名称、所在地、郵便番号及び電話番号を記載のうえ交付すること。

第		号			
登録取消処分通知書					
(主たる事業所の所在地)					
(名		称)			
(代 表 者 の 氏 名)		様			
道路交通法第 5 1 条の 1 0 の規定により、登録（登録番号 第				号）を	
取り消したので通知する。					
理 由					
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。					
年 月 日					
三重県公安委員会 印					
<table border="1"><tr><td>照 会 先</td></tr><tr><td> </td></tr></table>				照 会 先	
照 会 先					

- 備考 1 登録取消処分に係る聴聞の通知を行政手続法第 1 5 条第 3 項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出頭しなかった場合にあっては、行政不服審査法の規定による教示もあわせて行うこと。
- 2 「照会先」欄に事務主管課の名称、所在地、郵便番号及び電話番号を記載のうえ交付すること。

（表）

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 修了証明書交付年月日	年 月 日
※ 修 了 証 明 書 番 号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

三重県公安委員会 様

（申込者の氏名）

申 込 者	本 籍				
	住 所	〒 ー 都道府県			
		電 話 （ ） ー （自宅・携帯）			
	（ふりがな）		性	男・女	写 真 （縦3.0cm× 横2.4cm）
	氏 名		別		
	生年月日	年 月 日生			
	勤務先その 他の連絡先	電 話 （ ） ー			
受 講 希 望 年 月 日					

実 施	※受講年月日	年 月 日から 年 月 日まで （修了考查）（ 年 月 日）	※ 修了考查の結果	合・否
	※ 受 講 場 所			
	※ 受 講 番 号			

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 写真は、申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- 1 18歳未満の者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 4 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 8 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

様式第 1 0 号（第 5 条関係）

※ 受講番号		
駐車監視員資格者講習受講票		
ふりがな		
氏 名		(男・女)
生年月日	年 月 日生	
項 目	日 時	確 認
※ 受付時間	各日 時 分から 時 分の間	
※ 講習日①	年 月 日 時 分 開始	
※ 講習日②	年 月 日 時 分 開始	
※ 考查日③	年 月 日 時 分 開始	
※ 場所 (略 図)		

(1 5 × 1 0 cm)

様式第 1 2 号（第 6 条関係）

※ 受検番号

駐車監視員資格者認定考查受検票

ふりがな	
氏 名	(男・女)
生年月日	年 月 日生

項 目	日 時	確 認
※ 受付時間	各日 時 分から 時 分の間	
※ 認定考查	年 月 日 時 分 開始	
※ 場所 (略 図)		

(1 5 × 1 0 cm)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※交付年月日	年 月 日
※資格者証番号	

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

三重県公安委員会様

(申請者の氏名)

申請者	本籍				
	住所	〒 ー 都道府県			
		電話 () ー (自宅・携帯)			
	(ふりがな)		性別	男・女	写真 (縦3.0cm× 横2.4cm)
	氏名				
	生年月日	年 月 日生			
勤務先その他の連絡先	電話 () ー				
証明書	番号				
	交付年月日	年 月 日			

※添付書類	☐ 修了証明書又は認定書
	☐ 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）
	☐ 診断書
	☐ 誓約書
	☐ 写真2枚（うち1枚貼付）

備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。

誓 約 書

私は、道路交通法第 5 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号イからハまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- 1 1 8 歳未満の者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法第 1 1 9 条の 2 の 4 第 2 項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- 4 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第 3 条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 1 2 条若しくは第 1 2 条の 6 の規定による命令又は同法第 1 2 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 8 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して 2 年を経過しない者

三重県公安委員会 様

年 月 日

住 所

氏 名

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 証 明 書 再 交 付 年 月 日	年 月 日

駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書

年 月 日

三重県公安委員会 様

（申請者の氏名）

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 ー 都道府県		
		電 話 （ ） ー （自宅・携帯）		
	(ふりがな) 氏 名		性 別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日		
証 明 書	勤 務 先	電 話 （ ） ー		
	証 号			
	交付年月日	年 月 日		
再交付を申請 する 事 由				

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載のうえ、これを添付すること。

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年 月 日

三重県公安委員会 様

（申請者の氏名）

申 請 者	本 籍						
	住 所	〒 ー 都道府県					
		電 話 （ ） ー （自宅・携帯）					
	（ふりがな）				性 別	男・女	写 真 （縦3.0cm× 横2.4cm）
	氏 名						
	生年月日	年 月 日生					
	勤務先その 他の連絡先	電 話 （ ） ー					
資 格 者 証 番 号	資 格 者 証 番 号						
証 番 号	交付年月日 年 月 日						
書換え交付を 申請する事由							

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「書換え交付を申請する事由」欄には、変更事項の内容及びその理由を記載すること。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載のうえ、これを添付すること。

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証再交付申請書

年 月 日

三重県公安委員会 様

(申請者の氏名)

申 請 者	本 籍					
	住 所	〒 ー 都道府県				
		電 話 () ー (自宅・携帯)				
	(ふりがな)			性 別	男・女	写 真 (縦3.0cm× 横2.4cm)
	氏 名					
	生年月日	年 月 日生				
勤務先その 他の連絡先	電 話 () ー					
資 格 者 証 番 号	資 格 者 証 番 号					
	交付年月日	年 月 日				
再 交 付 を 申 請 する 事 由						

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載のうえ、これを添付すること。

第		号		
駐車監視員資格者証返納命令書				
(住所)				
(氏名)		様		
道路交 通 法 第 5 1 条 の 1 3 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 駐 車 監 視 員 資 格 者 証				
(第		号) の 返 納 を 命 ず る。		
理 由				
この返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から 10 日以内に当該駐車監視員資格者証を当該返納命令書を交付した公安委員会に返納しなければならない。 この処分取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過するとこの処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。				
年 月 日				
三重県公安委員会		印		
<table><tr><td>照 会 先</td></tr><tr><td></td></tr></table>			照 会 先	
照 会 先				

（規格 A 4）

- 備考 1 返納命令処分に係る聴聞の通知を行政手続法第 15 条第 3 項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出頭しなかった場合にあっては、行政不服審査法の規定による教示もあわせて行うこと。
- 2 「照会先」欄に事務主管課の名称、所在地、郵便番号及び電話番号を記載のうえ交付すること。